

## 運営管理規程（例）

株式会社

### （目的）

第1条 この規程は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「法」という。）第35条の6の規定に基づき、保安確保機器の設置及び管理の方法について定め、もって管理業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### （保安確保機器の種類）

第2条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第45条第1号及び第4号に定める機器のうち、認定対象消費者の供給設備及び消費設備に設置する機器は次の各号に定めるものとする。（実際に設置するものを適宜記載すること。）

- 一 S型マイコンメーター、SB型マイコンメーター、E型マイコンメーター又はEB型マイコンメーター（雰囲気空気中の一酸化炭素濃度を検知し警報する装置と連動し、当該装置が検知した一酸化炭素濃度が0.03%に達する以前に自動的にガスの供給を停止する機能を有するマイコンメーターにあっては、当該装置と併せてその旨を記載すること。）
- 二 流量検知式切替型漏えい検知装置又は流量検知式圧力監視型漏えい検知装置（ただし、戸以上の集合住宅に設置するものとする。）
- 三 液化石油ガス用ガス漏れ警報器
- 四 液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（類又は類）
- 五 調整器（類又は類）
- 六 液化石油ガス用継手金具付高圧ホース（類又は類）

2 規則第45条第3号の機器の設置場所（以下「集中監視センター」という。）は、他社〔自社の場合は「自社」と書き換えること。〕の集中監視センターであって、次に掲げる所在地に設置するものとする。

名称: 株式会社 監視センター  
所在地: 県 市 町 番地  
電話番号: - -

(特定保安情報の種類)

第3条 液化石油ガス販売事業者の認定に係る保安確保機器の設置等の細目を定める告示(以下「告示」という。)第6条第2号に定める特定保安情報の種類は次の各号に掲げるものとする。

- 一 合計・増加流量遮断
- 二 継続使用時間超過
- 三 微少漏えい警告
- 四 圧力監視異常(調整圧力、閉そく圧力)
- 五 感震遮断
- 六 ガス漏れ警報連動遮断
- 七 不完全燃焼警報連動遮断
- 八 集中監視センターからのガスメーターの遮断

(監視する者の業務内容)

第4条 規則第46条第3号の監視する者(以下「監視員」という。)の業務内容は次の各号に定めるとおりとする。

- 一 集中監視センター内の機器の作動状況を確認し、異常があった場合に必要な措置を講ずること。
- 二 特定保安情報を液化石油ガス販売事業者(保安機関)に連絡すること。
- 三 伝達された特定保安情報について、当該一般消費者等に対し、適確な対応(指示、助言)を行うこと。
- 四 緊急を要するものについては、緊急時対応を行う保安機関、液化石油ガス販売事業者及び集中監視センター責任者に連絡すること。
- 五 受信票(例えば受信日時、顧客名、特定保安情報の内容、原因、処置事項、担当者等)に必要な事項を記載すること。

(監視員の配置場所及びその体制)

第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センターに常時配置するものとする。

2 当該集中監視センターの監視員は当直により対応するものとし、 人での交代制とする。

(保安確保機器の設置の計画)

第6条 規則第45条第1号及び第4号の保安確保機器は、告示第5条の基準に適合するよう設置するものとし、毎年度初に当該年度に設置期限が満了となる機器、交換を要する一般消費者等の氏名及び住所をとりまとめ、 月から 月までの間に適宜交換を行うものとする。

(附則)

1. この運営管理規程は令和 年 月 日から施行する